

中小企業診断士の視点

第61回

新型コロナ特例リスクの改定と事業継続アクションプラン

中小企業診断士 野崎 昭彦
(一社)埼玉県中小企業診断協会

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、中小企業の「駆け込み寺」として、中小企業再生支援協議会が注目されています。

中小企業再生支援協議会は、中小企業の経営改善・事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、地域における再生支援のプラットフォームです。2003年の設置以来、中小企業者の経営改善・事業再生を支援するため、窓口相談や債権者調整等を含む再生計画の策定支援を行っています。

さらに、2020年4月からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、既往債務の支払いや、資金繰りに窮する中小企業者を支援するため、従来の協議会事業に加えて、「新型コロナ特例リスクジュール」(以下、特例リスク)支援を開始しています。2020年度、全国の実績としては、窓口相談(通常+特例リスクの一次対応)件数が5580件と過去最多の相談数を記録し、再生計画策定支援(通常+特例リスクの二次対応完了)件数も3155件(前年比+2123件)と大幅に増加、いずれもその約8割が特例リスクとなっています。その中でも埼玉県中小企業再生支援協議会は、総合支援状況(協議会二次対応開始数+405利用申請受付数+プレ405利用申請受付数)において全国4位の支援件数となる等、積極的な支援を展開しています。

特例リスク支援は、当初は2021年3月までの1年間限定での支援予定でしたが、新型コロナの影響の長期化に鑑み、ポストコロナに向けた取り組みを後押しするため、今般一部改定の上、2021年4月以降も引き続き本支援を実施しています。改定の主なポイントは、以下の通りです。

- ①本制度を2021年度以降も引き続き実施する点を明記
- ②本支援の対象となる中小企業者の売上減少要件を柔軟化
- ③相談企業の希望に応じ、特例リスク計画にポストコロナに向けた行動計画(=事業継続アクションプラン)を追加して策定支援

特に、事業継続アクションプランについては、中小企業庁ホームページ¹にて参考書式が公開されています。特例リスク支援を受ける予定のない中小企業者の皆様も、この機会に事業継続アクションプランをご活用いただき、ポストコロナに向けた取り組みについて考えてみてはどうでしょうか。

新型コロナウイルスの影響により、依然として先行きが見えず、資金繰りに不安を抱える中小企業者の皆様は、埼玉県中小企業再生支援協議会(TEL:048-836-1330)、または埼玉県中小企業診断協会に、是非ともお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<https://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com

1. 中小企業庁「新型コロナ特例リスクジュール」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.html>